

個人型確定拠出年金（iDeCo）制度改革のご案内

2020年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、順次、確定拠出年金制度の改正が実施されます。
この資料では、iDeCoに関わる制度改革の概要についてご案内いたします。

1

老齢給付金を受給できる期間が広がりました

改正実施日2022年4月1日

iDeCoの老齢給付金を受給できる期間の上限年齢が、「70歳」から「75歳」に引き上げられました。これにより、老齢給付金の受取開始時期を「60歳から75歳まで」の間で選択できるようになりました。

2

加入できる年齢の要件などが拡大されました

改正実施日2022年5月1日

iDeCoの加入要件が、これまでの「60歳未満の国民年金被保険者」から「国民年金被保険者」に変更となり、国民年金の「第2号被保険者」または「任意加入被保険者（※）」であれば、**65歳までiDeCoに加入できるようになりました。**
また、これまで加入できなかった海外居住者についても、国民年金に任意加入していればiDeCoに加入できるようになりました。

※国民年金の任意加入制度の詳細は、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

＜加入可能年齢の上限と改正後の取り扱い＞

国民年金の被保険者種別	改正前	改正後	改正後の取り扱い
第1号被保険者（自営業者など） 第3号被保険者（専業主婦（夫））	60歳	60歳	60歳以降、国民年金の任意加入被保険者であれば、65歳までiDeCoに加入できます。
第2号被保険者（会社員・公務員）	60歳	65歳	現在iDeCoに加入されている第2号被保険者は、60歳以降も引き続き第2号被保険者であれば、iDeCoも引き続き加入者となります。
任意加入被保険者	加入不可	65歳	海外居住者は国民年金の任意加入被保険者であれば、20歳から65歳まで加入できます。

ご注意ください！

iDeCoの老齢給付金を受給された方、公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、制度改革によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することはできません。

まもなく60歳を迎える方へ

制度改革に伴う今後のお手続きについて

第1号被保険者 第3号被保険者	●掛金の積み立ては60歳到達で停止しますが、任意加入被保険者に限り、60歳以降も掛金の積み立てを継続できます。 ●継続加入・再加入をご希望の場合は、お手続きが必要となりますので、コールセンターまでご連絡ください。
第2号被保険者	●掛金の積み立ては60歳到達後も停止せず継続されます。（特段の手続きは不要です。） ●退職して第2号被保険者ではなくなる場合や、60歳で老齢給付金を受給される場合は、加入者資格喪失手続（※）を行う必要があります。 （※）お手続き書類「加入者資格喪失届」は【加入者Web】からダウンロードすることができます。 【加入者Web】の【各種手続】の【掛金積立を停止したいとき】の欄をご参照ください。

* iDeCoの制度改革については、「年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律（令和2年6月5日公布）」のうち、確定拠出年金法に関わる改正内容をまとめたものです。制度改革の内容については、厚生労働省作成の「制度改革に関するチラシ」を併せてご参照ください。【チラシのURL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194194_00002.html】

これまで、iDeCoの脱退一時金の受給が認められていたのは、国民年金の保険料免除者である方に限られていました。また、iDeCo加入者が海外に居住して国民年金被保険者（第1号・第2号・第3号）に該当しなくなった場合、iDeCoに加入することもできず、保険料免除者にも該当しないため、脱退一時金は受給できませんでした。

今回の改正により、**国民年金被保険者となることができない方で、通算の掛金拠出期間が短いことや、資産額が少額であることなどの一定の要件を満たす場合には**、iDeCoの脱退一時金を受給できるようになりました。

改正後のiDeCoの脱退一時金の受給要件

- 以下1～7のすべての要件に該当する場合、脱退一時金を受給できます。
- 1. 60歳未満であること
 - 2. 企業型確定拠出年金（以下、「企業型DC」）の加入者でないこと
 - 3. iDeCoに加入できない者であること
 - 4. 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
 - 5. 障害給付金の受給権者でないこと
 - 6. 企業型DCの加入者およびiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること
または個人別管理資産の額が25万円以下であること
 - 7. 最後に企業型DCまたはiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること

2022年10月以降

- ▶これまでiDeCoに加入できなかった企業型DC加入者の方もiDeCoに加入できるようになります。
- ▶以下の要件を満たす必要があります。
 - 企業型DCのマッチング拠出制度（加入者掛金の制度）を利用していないこと
 - 掛金（企業型DCの事業主掛金・iDeCo）の積み立て方法が「毎月定額」であること
- ▶iDeCoの掛金額は、企業型DCの掛金限度額から企業型DCの事業主掛金を差し引いた残りの金額の範囲内（上限あり）となります。
詳しくは、以下の「iDeCoの掛金限度額」をご確認ください。

iDeCoの掛金限度額

企業年金等の加入状況	iDeCoの掛金限度額
企業型DCのみに加入している場合	月額55,000円－各月の企業型DCの事業主掛金額 （上限：20,000円）
企業型DCと確定給付型の制度（※）に加入している場合	月額27,500円－各月の企業型DCの事業主掛金額 （上限：12,000円）

（※）確定給付型の制度とは、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいいます。

【例】企業型DCのみ加入、企業型DCの事業主掛金額が30,000円の場合
月額55,000円－30,000円（企業型DCの事業主掛金額）＝25,000円
◆上限が20,000円のため、iDeCoの掛金限度額は**20,000円**。

ご注意ください！

実際に積み立てることができるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金の額に応じて上下する可能性があります。既にiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金の額が引上げられた場合等はiDeCoの掛金の最低額（月額5,000円）を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。